

廃棄物・リサイクル関連の動向

1. 国の動向

国は、循環型社会の形成と推進に向けて、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、併せて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」や「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の改正のほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を一体的に整備しました。

さらに同年、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が完全施行され、平成13年には、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が、平成17年には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行され、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

平成22年には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正が行われ、平成25年には、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行されました。

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成15年3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」は、その後2度の見直しが行われ、平成25年には「第3次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会の実現に向けた国の取り組みや数値目標などが掲げられています。

表1 廃棄物処理法に基づく基本方針（平成22年12月）における目標
（目標年度27年度）

排出量	平成19年度比 約5%削減
リサイクル率	約25%に増加
最終処分量	平成19年度比 約22%削減

表2 第3次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標
（基準年度：平成12年度、目標年度：平成32年度）

一般廃棄物の減量化 ※計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量	平成12年度比 約25%減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※集団回収量、資源ごみ等を除く	平成12年度比 約25%減
事業系ごみ排出量 ※事業系ごみの総量	平成12年度比 約35%減

2. 県の動向

青森県では、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、平成23年3月に「第2次青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、地域性を生かした循環型社会の形成を目指し様々な取組を行ってきました。平成20年度から「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、県民運動の気運づくりとしてフォーラム等ごみの減量やリサイクルに関する普及啓発事業、レジ袋削減推進に関する協定の締結、紙ごみの効率的な回収と資源化を推進するため古紙リサイクルエコステーションの設置やオフィス町内会の設立に取り組んできたほか、第2次計画期間ではこれらに加え、古紙リサイクルセンターの設置や雑紙（その他紙）の資源回収の強化、衣類のリユース・リサイクルの促進などの各種施策を実施しています。

しかしながら、ごみ処理の現状は依然として未だ全国下位に低迷しており、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、次期計画となる「第3次青森県循環型社会形成推進計画」の策定を進めています。県と市町村が適切な役割分担の下、施策の推進に取り組み、県民総参加で目標実現を目指して取り組んでいくこととしています。

表 第3次青森県循環型社会形成推進計画における目標
(目標年度32年度)

1人1日当たりのごみ排出量	980g/人・日
生活系ごみ	680g/人・日
事業系ごみ	300g/人・日
リサイクル率	25%
1人1日当たりの最終処分量	109g/人・日